

ユーチュープは地域で事業を行う者の社会的責任として、環境関連法令の順守や事業所近隣住民の方たちとの協定・約束ごとなどを守る取り組みを重視し、定期的に全事業の順守状況を点検しています。守るべき主な法令と順守状況は下表の通りです。

<環境関連法令などの順守状況>

法令など	対象	2015年度の順守状況	今後の方向
廃棄物処理法	産業廃棄物の排出 一般廃棄物の排出 委託先の適正処理確認	<ul style="list-style-type: none"> ●産業廃棄物の収集・運搬業、処分業の許可更新を注視し、更新時期を迎えた委託先から新しい許可証の写しを入手しました。 ●法律に基づき紙マニフェストを交付した事業所ごとに「廃棄物管理表交付状況報告書」を提出しました。 ●宅配センター、店舗以外にも電子マニフェスト導入を進めました。 ●新規の処理委託先については、処分場の現地調査を行って、適正処理を確認してから委託を開始しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ●引き続き産業廃棄物の処理を委託している既存の取引先の処分場の立ち入り検査を行います。 ●新規委託先については事前の立ち入り検査を必須とします。 ●物流在庫など多量な廃棄が発生する場合は、適正に処理が行われることを確認します。
自治体の廃棄物条例	行政から多量排出事業所の指定を受けた事業所 静岡県内の中間処分委託先	<ul style="list-style-type: none"> ●行政から指定を受けた多量排出事業所について、廃棄物減量化資源化計画書を提出しました。 ●行政から指定を受けた多量排出事業所の事業所長が異動した場合、廃棄物管理責任者の選任・解任届を提出しました。 ●横浜市から指名を受けた市内の5事業所で立ち入り検査が行われ、改善指導に当たる管理の不備はありませんでした。 ●静岡県内の事業所から排出される産業廃棄物処理委託先の立ち入り点検を行いました。 	<ul style="list-style-type: none"> ●決められた期限内に選任届と削減計画を提出します。 ●横浜市の分別ルールに従って廃棄物を分別するよう事業所の指導を行います。 ●静岡県の条例に基づいての廃棄物の処理委託先の立ち入り検査を行います。
容器包装リサイクル法	コープ商品の容器包装 店舗で使用したトレー、ラップなど	<ul style="list-style-type: none"> ●容器包装物使用量の定期報告を行いました。 ●法に基づき再商品化義務委託料を支払いました。 ●ペットボトルキャップの回収を行いました。2016年度は約24.3トン(約1,045万個分)でした。 	●法に基づく使用量及び使用量の削減計画を作成します。
食品リサイクル法	すべての事業所の食品廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ●法律に基づいて2016年度の食品リサイクル定期報告を行いました。2016年度食品残さ再資源化率は79.7%でした。 ●食品の廃棄を減らすためフードバンクへ商品の提供を行いました。 (2016年度提供実績 9,434点 387万円相当) 	●フードドライブなど、フードバンクの取り組みを拡大します。
家電リサイクル法	事業所で廃棄する冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、テレビ、洗濯機・衣類乾燥機	事業所で左記の家電品を廃棄するときは、家電リサイクル券を購入し、法が定める方法で処理しました。	監視の継続
浄化槽法	定期点検・法定点検	定期点検・法定点検は、浄化槽を設置している全事業所で行いました。	監視の継続
資源有効利用促進法	容器包装への材質表示	表示漏れはありませんでした。	監視の継続

<環境関連法令などの順守状況>

法令など	対象	2015年度の順守状況	今後の方向
省エネルギー法及び 地球温暖化の対策推進 に関する法律 自治体の温暖化対策報 告制度	事業で使用するエネルギーおよび排出す るCO ₂	<ul style="list-style-type: none"> ●法に基づいて中期計画書、定期報告書を提出しました。 ●神奈川県、横浜市の温暖化対策報告制度に基づいて定期報告書を提出しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ●省エネルギーコンサルタントの指摘を受け管理標準を改定し、実態に沿った運用にします。 ●法に基づく定期報告を行います。
お買い物袋持参に關す る行政との協定	神奈川県内：横浜市、川崎市、横須賀市 静岡県内：静岡市、浜松市、富士市、 掛川市、磐田市、袋井市、 沼津市、藤枝市、長泉町 山梨県内：山梨県	<ul style="list-style-type: none"> ●市や町と「レジ袋削減協定」を締結し、地域全体でのレジ袋削減に貢献しています。 ●要請に応じて、報告書を提出しました。 	取り組みの継続
事業所と地域住民の協 定書(口頭の約束を含 む)	商品搬入時間制限の順守 駐車場のアイドリング告知と励行	約束に基づき順守・励行しました。	監視の継続